スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議(第28回)

資料2

事務局説明資料

2023年4月19日



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

I. 第27回フォローアップ会議(2022年5月)の振り返り

- II. 第27回フォローアップ会議後の取組み
 - A) ジャパン・コーポレート・ガバナンス・フォーラム
 - B) 第27回フォローアップ会議後の各課題への取組み
- III. ご議論いただきたい事項
- IV. 今後の取組みに向けた考え方・取組み内容(案)

第27回フォローアップ会議(2022年5月16日)の振り返り①

- 前回のフォローアップ会議では、コーポレートガバナンス・コード再改訂後の中間点検の一環として実証分析の整理、企業インタビューを実施し、その結果を踏まえて議論。
- □ コーポレートガバナンス改革の方向性・有効性を支持する評価がある一方、経営上の課題、取締役等の質に関する課題、エンゲージメントの質・範囲や法制度に関する課題等が指摘された。

中間点検: ①コーポレートガバナンスに関する実証研究の整理、②コーポレートガバナンス関連の取組みとそれへの受け止めに関する上場企業16社へのインタビューを実施。

1)

● 日本のコーポレートガバナンス改革実施以降の期間を対象とした実証研究の数は必ずしも多くなく、その結果も区々であることから、日本の実証研究においては、改革の評価は定まっていない。

実証研究 の整理 社外取締役: 改革実施前には、社外取締役の導入が市場からの評価を上げるとするものが比較的多い一方、改革実施後の研究 では、企業価値との間に有意な関係が見られないとしているものが多い

委員会: 指名委員会、報酬委員会の設置等は、ROAを向上させるとの示唆

資本政策: 資本効率が悪い企業が余剰現預金を減少させると、市場からの評価が上昇するとの示唆

政策保有株:政策保有株式が多い企業ほど利益率等が低く、売却によって利益率等が改善するとの示唆や、売却は、自社株買い

や配当を増加させるが、R&D、実物投資、M&Aの増加には貢献しないとの示唆

対話:機関投資家とのエンゲージメントは、ガバナンス改善や株価上昇をもたらす

株式所有者:アクティブ投資家比率は製造業のR&D成果を向上させるとの示唆や、機関投資家や海外投資家の比率は、生産性

(ROA)や市場からの評価が高いとの示唆

2

企業 インタビュー

- 「取締役会の審議の充実等によって企業経営に良い影響が生じた」「投資家との対話から経営に有益な示唆を得られた」といった声が多くの企業から聞かれ、改革の方向性及び有効性は広く支持されていることを示唆。
- 他方、コーポレートガバナンス・コードが、企業経営の細部に至る要請を行うことで、かえって企業が形式の みを整えることとなり、改革が形骸化することを懸念する声があった。
- 下記の課題に対応することにより、より質の高い対話を促進すべきとの指摘があった。
 - 機関投資家や議決権助言会社の形式的な議決権行使・助言
 - 特に中堅以下の規模の企業における対話の機会不足
 - 実質株主把握の困難さ

第27回フォローアップ会議(2022年5月16日)の振り返り②

議論: 前頁記載の中間点検を踏まえ、メンバー間で議論。主なご意見は以下の通り。

コーポレートガバナンス改革に対する評価

- 改革により、上場企業のガバナンスは形式面での整備が進んだ。また、企業価値向上のために は取締役会の監督機能を高めることが重要との考え方が多くの企業で共有された。
- 企業と機関投資家との対話は、インベストメントチェーンを機能させるという大きな目標に向けて 徐々に前進している。

企業によるコーポレート ガバナンス・コードの 形式的遵守への対応

- コンプライと丁寧なエクスプレインは同等の価値との認識を共有すべき。
- 「原則主義」が定着していない中で、コードのさらなる細則化をすべきではない/更なる充実化 の必要性は大きくない。

経営上の課題

- 資本コストへの意識を企業に根づかせることが必要。
- 人件費や研究開発費について、パーパス等の企業価値にリンクさせて投資家と対話し、価値の 見える化を図るべき。

取締役の質の向上、取 締役会の機能発揮、 執行の役割

- ガバナンス改革が実質化の壁にぶつかっている最大の要因はその「担い手」(独立社外取締役、 執行側)の質の問題。
- 社長・CEOのミッションは、経営のビジョンを取締役会で議論・シェアし、まとまれば、投資家・従業員・組合へ説明すること。

企業と投資家との 対話に係る課題

- 機関投資家側の課題は、コーポレートガバナンスにおいて、エンゲージメントの担い手としての質と量の低下リスクにあり、この問題に焦点を当てるべき。
- 株主や投資家、関係機関が、一律・形式的な判断ではなく、企業との建設的な対話を通じた企業価値向上を目指せるよう、スチュワードシップ・コードの実効性の向上が目指されるべき。

法制度上の課題

- 大量保有報告制度における「共同保有者」と「重要提案行為」の定義を明確化すべき。
- 実質株主を早く知り、経営者の方から働きかけたり、他の株主がより適切な行動を取れるように することが望ましい。

- I. 第27回フォローアップ会議(2022年5月)の振り返り
- II. 第27回フォローアップ会議後の取組み
 - A) ジャパン・コーポレート・ガバナンス・フォーラム
 - B) 第27回フォローアップ会議後の各課題への取組み
- III. ご議論いただきたい事項
- IV. 今後の取組みに向けた考え方・取組み内容(案)

C

G

お

ける

主

な

意

見

ジャパン・コーポレート・ガバナンス・フォーラムの設置

- □ コーポレートガバナンス改革を加速化し強化するため、海外投資家を含むステークホルダーから幅広く意見を聞く場として、ジャパン・コーポレート・ガバナンス・フォーラム(JCGF)を設置。
- □ JCGFにおいては、コーポレートガバナンスの改善を評価する声があった一方、①資本コストを踏まえた収益性・成長性を意識した経営の促進、人的資本含むサステナビリティに関する取組みの促進といった経営上の課題、②独立社外取締役等の機能発揮に関する課題、③企業と投資家との対話に係る課題が指摘された。

NYSEにおける岸田総理ご発言(2022年9月22日)

JCGFの開催実績

One very important policy is corporate governance reform. [...] We will accelerate and further strengthen corporate governance reforms in Japan, such as **establishing a forum in the near** future to hear from investors from around the world.

大切な政策の一つは、コーポレートガバナンス改革だ。(中略)近々、世界中の投資家から意見を聞く場を設けるなど、日本のコーポレートガバナンス改革を加速化し、更に強化する。

第1回 2022年9月27日:

Asian Corporate Governance Association (ACGA)との意見交換

第2回 2022年10月3日:

International Corporate Governance Network(ICGN)との意見交換

第3回 2023年1月12日:

米国・ニューヨークにおいて現地投資家との意見交換

総論

企業意識を含め、実質的にガバナンス改革が進み始めた。未だ課題はあるが、今後の進捗を期待。

経営上の課題、 独立社外取締役 等の機能発揮に 関する課題

- 資本効率の重要性は認識されつつあるがすべての企業で認識されていない。現預金のため込み、 低ROEやPBR1倍割れ企業の多さが課題。
- 人的資本に関する開示や、ジェンダーを含む取締役会の多様性が必要。
- 指名・報酬委員会の役割強化や取締役会の独立性確保等、独立社外取締役の機能発揮等が必要。

企業と投資家との 対話に係る課題

- インデックス投資における受託者責任が十分に果たされていない、投資人材の待遇改善が必要。
- 株主総会前の有価証券報告書の開示等の情報開示の充実が必要。
- 英文開示の充実や、コーポレートガバナンスの優れた企業の見える化が有用。
- エンゲージメントの促進・実質化や、少数株主保護の観点から法制度の見直しが必要。
- 上場子会社における少数株主の利益毀損の懸念や、政策保有株式の多さ等が課題。

- I. 第27回フォローアップ会議(2022年5月)の振り返り
- Ⅲ. 第27回フォローアップ会議後の取組み
 - A) ジャパン・コーポレート・ガバナンス・フォーラム
 - B) 第27回フォローアップ会議後の各課題への取組み
- III. ご議論いただきたい事項
- IV. 今後の取組みに向けた考え方・取組み内容(案)

証券報告書(主な項目)

金融審議会ディスクロージャーWGにおける検討-有価証券報告書の記載事項の拡充

- 2021年9月以降、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループにおいて、投資家の投資判断に必要な情報を適時に分かりやすく提供し、企業と投資家との間の建設的な対話に資する企業情報の開示のあり方について検討。
- □ 2022年6月の報告を踏まえて、有価証券報告書にサステナビリティ情報の「記載欄」を新設するほか、人的資本・多様性やコーポレートガバナンスに関する開示を拡充。

第一部 企業情報

第1 企業の概況

● 従業員の状況等(充実)

第2 事業の状況

- 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
- サステナビリティに関する考え方及び取組 (新設)
- 事業等のリスク
- 経営者による財政状態、経営成績及びキャッ シュ・フローの状況の分析等

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

● コーポレート・ガバナンスの状況(充実)

第5 経理の状況

● 連結財務諸表、財務諸表等

従業員の状況

既存の項目に加えて、「女性管理職比率」、「男性育児休業取得率」及び「男女間賃金格差」の開示を求める

サステナビリティに関する考え方及び取組

- サステナビリティ情報についての「記載欄」を新設し、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」及び「指標及び目標」の開示を求める
 - ✓「戦略」及び「指標及び目標」については、各企業が重要性を踏まえて開示を判断
 - ✓ 人的資本について、「人材育成方針」や「社内環境整備方針」及び当該方針に関する指標の内容や当該指標による目標・実績を開示

コーポレート・ガバナンスの状況

既存の項目に加えて、「取締役会等の活動状況」などの 開示を求める

- 7

金融審議会ディスクロージャーWGにおける検討ーサステナビリティ開示のロードマップ等

□ ディスクロージャーワーキング・グループ報告(2022年12月公表)において、サステナビリティ開示に関して、以下の内容を取りまとめた。

サステナビリティ開示

- 我が国のサステナビリティ基準委員会(SSBJ)や今後策定される開示基準を、法令上の枠組みの中で位置づけ(府令事項)
- 今後の検討課題(サステナビリティ開示基準、開示内容に対する第三者による保証(※)等)、ロードマップについて議論 ※保証とは、独立した第三者が、情報の信頼性を高めるために、その情報が正しいかどうかについて結論を表明すること

我が国におけるサステナビリティ開示のロードマップ ※ 将来の状況変化に応じて随時見直し 対象 2023年 2025年 2024年 2026年以降 有価証券報告書 「記載欄」を新設 SSBJ 法定開示への取込みを検討 位置付けの明確化 上場会社等 日本 (金融商品取引 我が国の具体的な開示基準の検討 法適用会社) 前提となる開示基準の策定や国内外の動向を踏まえて検討 第三者による保証 保証のあり方を議論(担い手、保証基準・範囲・水準、制度整備等) 人材育成(作成:保証:利用者) 2023年前半 **ISSB** その他の基準の検討 最終化予定(順次発効) (注1) **IAASB** 新基準の開発 公開草案承認 新基準:2024年12月~2025年3月最終化予定 **IESBA** • 倫理規則の改訂 (2023年9月) 倫理規則:2024年12月最終化予定

- (注1)ISSB(国際サステナビリティ基準審議会)、IAASB(国際監査・保証基準審議会)、IESBA (国際会計士倫理基準審議会)
- (注2)米国は、大規模早期提出会社(時価総額700百万ドル以上等の要件を満たす会社)に、Scope1・2の開示を2023年度から適用開始し、その後、企業規模に応じて段階的に適用予定。 欧州は、従業員500人以上の上場会社等に、CSRD及びESRSを2024年度から適用開始し、その後、企業規模に応じて段階的に適用予定。加えて2028年度から、EU市場での純売上高が大 きいEU域外企業グループへ適用予定。また、第三者による保証について、米国や欧州では、企業規模に応じて段階的に、限定的保証から導入し、合理的保証に移行する予定。

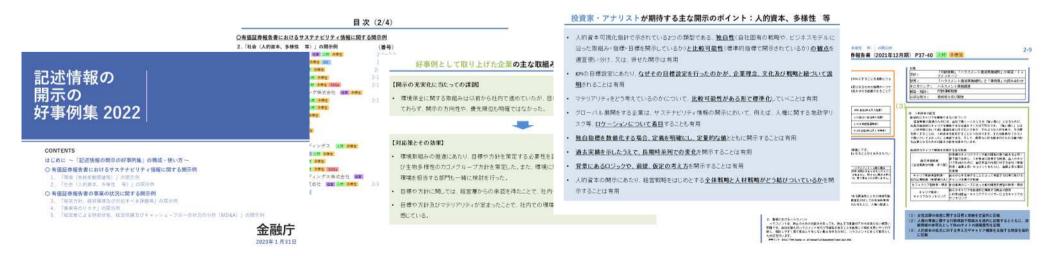
Q

「記述情報の開示の好事例集」の公表・更新

- □ 2019年3月以降、投資家と企業との建設的な対話に資する充実した企業情報の開示を促すため、投資家・アナリスト及び企業からなる勉強会を開催し、「記述情報の開示の好事例集」を公表・更新。
- 2022年度は、2023年1月に改正した「企業内容等の開示に関する内閣府令」を踏まえ、新たに開示が求められる「サステナビリティ情報」に関する開示等を取りまとめ、「記述情報の開示の好事例集2022」として公表(2023年1月、同年3月最終更新)。

記述情報の開示の好事例集

- それぞれの開示例では、好事例として着目したポイントを青色のボックスにコメント。
 - ⇒ 青色のボックスのコメントを参考に、当該開示例の要素が有価証券報告書に取り込まれることを期待。
- 2019年度は、好事例集に「役員の報酬等」の項目を追加(2019年11月)するとともに、既存の項目を更新(2019年12月)。
- 2020年度は、新たに「新型コロナウイルス感染症」と「ESG」に関する項目を追加し、「記述情報の開示の好事例集2020」として公表(2020年11月)。既存の項目も随時更新(2021年3月最終更新)。
- 2021年度は、社会的な関心が高まっている項目である「サステナビリティ情報」に関する開示を先行して取りまとめ、「記述情報の開示の好事例集2021」として公表(2021年12月)。既存の項目も随時更新(2022年3月最終更新)。



スチュワードシップ活動の実態調査①

- □ より実質的なスチュワードシップ活動を促進するため、機関投資家におけるスチュワードシップ活動の実態調査・課題分析・これらを踏まえた提言をみずほリサーチ&テクノロジーに委託。同社において、2023年1月から3月にかけて、機関投資家136社に対しアンケート調査、16社に対しヒアリング調査を実施。
- □ 調査の結果、スチュワードシップ活動の実質化に向けては、①エンゲージメントのためのリソース(人材・時間)の不足、②投資先企業における行動変化やその姿勢が不十分、③プロセス構築(PDCAサイクル)に改善の余地がある、④コスト・予算を割いて取組みを行うインセンティブの欠如といった課題があると指摘された。また、これらの各課題に対する各運用機関の個別の取組みが、集積された。

1

エンゲージメントのた めのリソース(人材・ 時間)の不足

- 運用機関各社及び業界全体において、実効的なスチュワードシップ活動を担うために必要なスキル・能力を備えた人材が不足している。
- 自社で十分な人材の確保・育成が難しい場合には、協働エンゲージメント等を通じた外部の知見の活用が期待されるが、大量保有報告制度上の「共同保有者」の概念が不明確であることや協働エンゲージメント等の負担が一部の運用機関に集中することにより、協働エンゲージメント等を通じたリソースの補完が十分に出来ていない可能性がある。
- エンゲージメント対象企業の選定を行う結果、中堅以下の規模の企業が対象外となりやすい。

2

投資先企業における 行動変化やその姿勢 が不十分

- 企業から運用機関によるエンゲージメント(対話)や議決権行使が形式的と捉えられ、企業の納得感が得られず、行動変容につながっていない可能性がある。
- 大量保有報告制度上「重要提案行為」概念が不明確であるために踏み込んだエンゲージメントがなされていない可能性がある。
- 3 プロセス構築 (PDCAサイクル)に 改善の余地
- アセットオーナーにおける十分な評価・モニタリング体制が確保されていない可能性がある。
- 4 コスト・予算を割い て取組みを行うイン センティブの欠如
- 運用機関によるスチュワードシップ活動が、運用機関の選定や報酬設定に適切に反映されていない可能性がある。

スチュワードシップ活動の実態調査②

□ 調査結果を踏まえ、より実質的なスチュワードシップ活動を促進するためには、①運用機関における幅広い 協働の取組み、②運用機関とアセットオーナーの間の取組み、③アセットオーナーにおける幅広い協働の取 組みを促進するとともに、④これらの取組みを行政当局が適切にフォローアップすることで、関係者全体が一 丸となってスチュワードシップ活動の実効性向上に取り組むことが適切であるとの提言がなされた。

1

運用機関における幅広い協働の取組み

- 運用機関個別の課題に関する各運用機関の自己評価を踏まえ、運用機関が幅広く協働して、各運用機関における課題認識の妥当性やその解決に向けた取組みの有効性について意見交換を行い、具体的な対応策を検討する場を設けることが考えられる。
- 運用機関全体の課題として、協働エンゲージメント等の取組みにおいて、一部の運用機関のみが過度な負担を強いられることがないよう、適切な体制を構築していくべきである。また、新規人材の獲得に向けた取組みなどについても、運用業界全体で協働して取り組むことが期待される。

2

運用機関とアセットオーナー の間の取組み

- 運用機関において、アセットオーナーに対して、自らが抱える課題やその解決に向けた取組みを報告 すべきであるとともに、アセットオーナーから受けた評価を適切に今後の取組みに反映すべきである。
- ▼セットオーナーにおいて、上記報告を受けて運用機関の課題認識の妥当性やその解決に向けた取組みの有効性を適切に評価し、今後の取組みを適切にモニタリングすべきである。また、評価・モニタリングの結果を運用機関の選定や報酬設定に反映することが期待される。

3

アセットオー ナーにおける 幅広い協働の 取組み

- アセットオーナーにおいて評価・モニタリングのための十分な知見・運営体制が確保されることが重要。
- 各アセットオーナーが単独で十分な知見や運営体制を確保することが困難な場合においては、必要に応じ、十分な知見や運営体制を有するアセットオーナーと協働して運用機関を評価・モニタリングするといった方策を講じることも考えられる。

4

行政当局にお けるフォロー アップ

- 上記の各取組みについて、行政当局はその実効性を適切にフォローアップし、必要に応じ、これらを促進するための更なる施策を講じるべきである。
- 大量保有報告制度上の「共同保有者」概念や「重要提案行為」概念の不明確性について、課題解決に向けた取組みを進めるべきであるとともに、運用機関のエンゲージメント対象外となる企業が、自ら運用機関との対話を依頼することができるよう、実質株主の透明性を向上させるべきである。

公開買付制度・大量保有報告制度等のあり方についての検討

- 2023年3月開催の金融審議会総会・分科会において、市場の透明性・公正性の確保や、企業と投資家との 間の建設的な対話の促進等の観点から、公開買付制度・大量保有報告制度等のあり方について検討する ことを諮問。
- □ 今後、ワーキング・グループを設置し、近時の環境変化を踏まえ、主に以下の課題・指摘について検討を進 める予定。 環境変化 主な課題・指摘

公開買付 制度

- 市場内取引等を通じた非友好的 買収事例の増加
- M&Aの多様化

大量保有 報告制度

実質株主の 透明性

- パッシブ投資の増加
- 協働エンゲージメントの広がり
- 企業と投資家の建設的な対話の 重要性の高まり

- 公開買付規制の適用範囲(市場内取引の取扱い、閾値等) の見直し
- 公開買付けの強圧性を解消・低減させるための方策
- 公開買付規制の柔軟化

- 特例報告制度の適用要件の明確化
- 共同保有者の範囲の明確化
- 現金決済型エクイティ・デリバティブ取引の取扱いの明確化

実質株主の透明性を図るための方策

- I. 第27回フォローアップ会議(2022年5月)の振り返り
- II. 第27回フォローアップ会議後の取組み
 - A) ジャパン・コーポレート・ガバナンス・フォーラム
 - B) 第27回フォローアップ会議後の各課題への取組み

III. ご議論いただきたい事項

IV. 今後の取組みに向けた考え方・取組み内容(案)

ご議論いただきたい事項

【現状の課題】

- □ 前回会議・JCGF・機関投資家の実態調査等においては、主に以下の事項がコーポレートガバナンス改革の 実質化に向けた課題として指摘された。
 - ▶ 資本コストを踏まえた収益性・成長性を意識した経営の促進、人的資本への投資をはじめとするサステナビリティに関する取組みの促進といった経営上の課題
 - 取締役会や指名委員会・報酬委員会の実効性向上、独立社外取締役の質の向上といった独立社外 取締役の機能発揮に関する課題
 - ▶ 情報開示の充実、法制度上·市場環境上の課題解決といった企業と投資家との対話に関する課題
- □ 今後、上記の各課題の解決に並行して取り組んでいくことについて、どう考えるか。また、上記以外に重要な 課題はあるか。

【今後の取組みに向けた考え方・具体的な取組み内容】

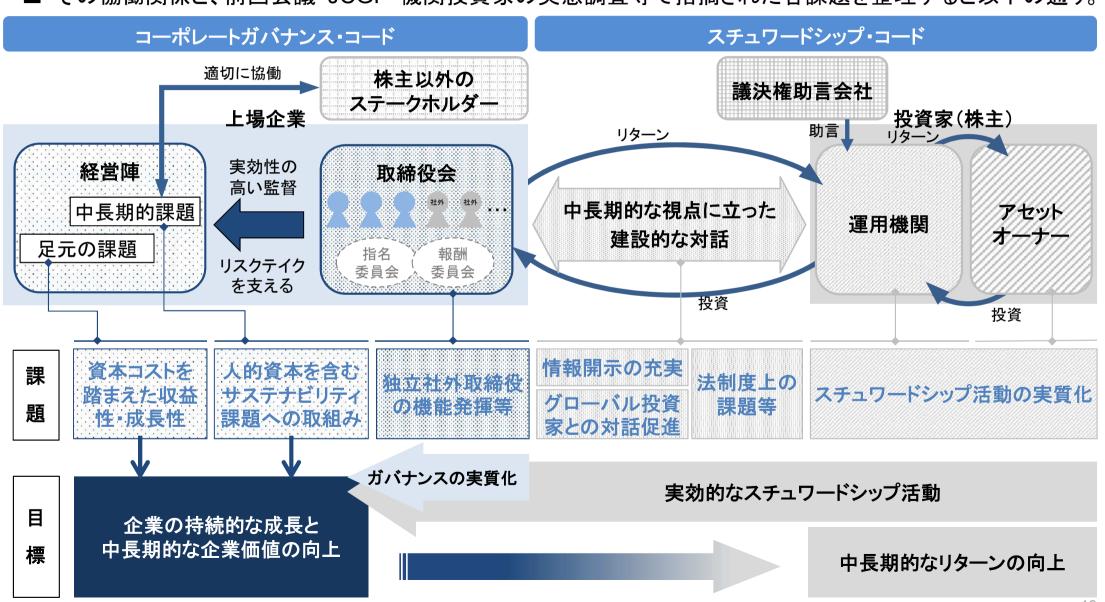
- □ 上記の各課題の解決方法について、コードの更なる細則化については改革の形骸化を招くおそれがあるとの指摘があることも踏まえ、どのような考え方に基づき取り組むべきか。また、今後のコードの改訂時期についてどう考えるか。
- □ 上記の各課題の解決方法として、具体的にどのような取組みを進めていくべきか。
- □ 上記の考え方及び各取組みについて、アクション・プログラムとしてこれを取りまとめた上で、各取組みの実施状況をフォローアップ会議において随時検証していくことについて、どう考えるか。

目次

- I. 第27回フォローアップ会議(2022年5月)の振り返り
- II. 第27回フォローアップ会議後の取組み
 - A) ジャパン・コーポレート・ガバナンス・フォーラム
 - B) 第27回フォローアップ会議後の各課題への取組み
- III. ご議論いただきたい事項
- IV. 今後の取組みに向けた考え方・取組み内容(案)

コーポレートガバナンス改革の課題としてこれまでに指摘された事項

- □ コーポレートガバナンス改革を通じて企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するためには、 経営陣、取締役会、投資家、その他様々なステークホルダーが適切に協働していくことが肝要。
- □ その協働関係と、前回会議・JCGF・機関投資家の実態調査等で指摘された各課題を整理すると以下の通り。



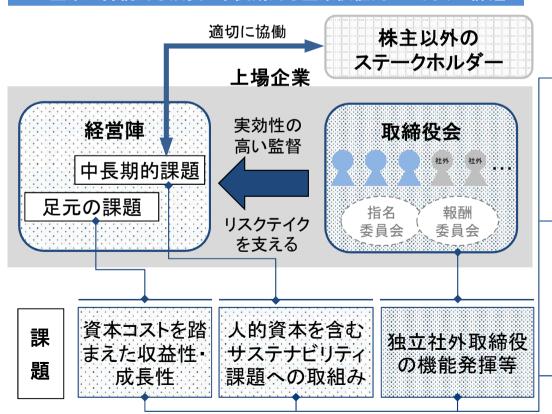
各課題の解決に向けた取組み(案)

□ 前頁記載の各課題の解決に向けて、今後、以下の考え方に基づき、以下の各取組みを進めていくことについて、どう考えるか。

今後の取組みに向けた考え方(案)

- コーポレートガバナンス改革の趣旨に沿った実質的な対応をより一層進展させるため、形式的な体制の整備ではなく、 企業と投資家の建設的な対話の促進や、企業と投資家の自律的な意識改革の促進を主眼とする
- 各コードの改訂時期については、必ずしも従前の見直しサイクルにとらわれることなく、コーポレートガバナンス改革の 実質化という観点から、その進捗状況を踏まえて適時に検討する

1. 企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた課題



具体的な取組み内容(案)

A) 収益性と成長性を意識した経営

資本コストの的確な把握やそれを踏まえた収益性・成長性を 意識した経営(事業ポートフォリオの見直しや、人的資本や知 的財産への投資・設備投資等、適切なリスクテイクに基づく経 営資源の配分等を含む。)を促進する。

B) サステナビリティを意識した経営

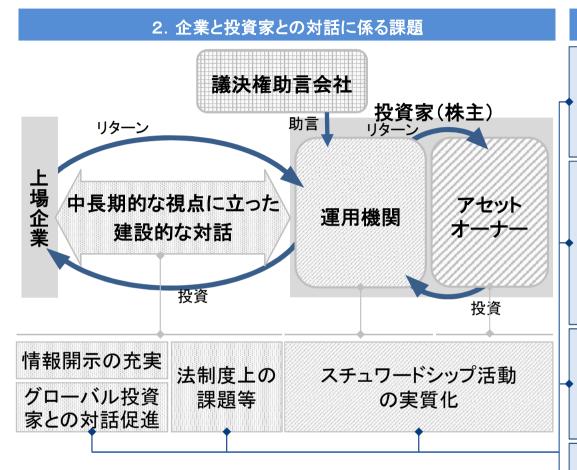
サステナビリティ開示の好事例集の公表等を通じて、サステナビリティ課題への取組みを促進する。

女性役員比率の向上(2030年までに30%以上を目標)等、取締役会や中核人材の多様性向上に向けて、企業の取組状況に応じて追加的な施策の検討を進める。

C) 独立社外取締役の機能発揮等

取締役会や指名委員会・報酬委員会等の活動状況に関する 実態調査・公表や、独立社外取締役への啓発活動等を通じ て、更なる機能発揮を促進する。

各課題の解決に向けた取組み(案)



具体的な取組み内容(案)

A) スチュワードシップ活動の実質化

スチュワードシップ活動における課題(リソース、インセンティブ、アセットオーナーの体制等)の解決に向けて、運用機関・アセットオーナー等の取組みを促進する。

B) 対話の基礎となる情報開示の充実

対話状況の開示や、エクスプレインの好事例・不十分な事例の明示に取り組む。

投資家が必要とする情報を株主総会前に提供する方策や、 投資家との対話の基礎となるよう企業のタイムリーな情報開 示を促進する方策について検討を進める。

C) グローバル投資家との対話促進

グローバル投資家の期待に自律的・積極的に応える企業群の見える化や、英文開示の更なる拡充を通じて、グローバル 投資家との対話を促進する。

D) 法制度上の課題の解決

大量保有報告制度における「重要提案行為等」「共同保有者」の範囲・実質株主の透明性・部分買付けに伴う少数株主保護のあり方について検討を進める。

E)市場環境上の課題の解決

従属上場会社に関する情報開示・ガバナンスのあり方について検討を進めるとともに、政策保有株式の縮減の進捗をフォローアップし、必要に応じて更なる検討を進める。